

# 「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の一部を改正する条例（素案）」に対する 御意見と県の考え方

## 1 意見募集期間

令和6年10月21日（月曜日）～令和6年11月20日（水曜日）

## 2 意見の件数及び提出者数

1件（1人）

## 3 意見の種別

賛成 0件

反対 0件

制度への意見 1件

個人/法人・団体	意見・提案内容	意見の種別	県の考え方
個人	<p>現在、狭山市や所沢市、三芳町などで行われている民間事業者による3000㎡以上の土地での土石の掘削事業に対しては、掘削跡地の建設残土による埋め戻し（土砂のたい積）行為（以下、「掘削を伴うたい積行為」とします）が県の土砂条例に基づくたい積許可の対象となっています。</p> <p>しかし、土砂条例のたい積に関する規定が廃止された場合、埋め戻し行為であることから盛土規制法の対象にはなりえず、掘削を伴うたい積行為を規制する法令がなくなり、埋め戻し土砂への汚染土や廃棄物の混入が監視できなくなるばかりでなく、野放図にこのよ</p>	制度への意見	<p>掘削を伴うたい積行為による埋め戻し土砂の汚染に対しては、引き続き土砂条例の汚染土砂のたい積規制に係る規定を継続していくことで対応が可能と考えます。</p> <p>また、たい積土砂における廃棄物混入に対しては廃棄物処理法に基づき適切に対応してまいります。</p> <p>なお、土地を掘削する場合において、掘削した土砂に含まれる砂利を他の箇所を活用する目的をもって行われる掘</p>

	<p>うな事業が拡大していくことが懸念されます。</p> <p>掘削を伴うたい積行為の多くは平地林の土地で実施されており、「くぬぎ山」地区の平地林の多くがこの行為で消失していることを考えれば、この行為に関する規制がなくなった場合は、平地林の消失が加速することにもなりかねません。</p> <p>掘削を伴うたい積行為は、頭書の地域に賦存する武蔵野礫層を狙った実質的な砂利採取を伴ったものであるにもかかわらず、現状では砂利採取法による規制が行われていません。</p> <p>土砂条例のたい積に関する規定を廃止するのであれば、掘削を伴うたい積行為に対して砂利採取法による規制を適用するなど、環境政策課やみどり自然課などを含めた県環境部全体での代替の対策を検討すべきと考えます。</p>		<p>削行為は、砂利採取法の規制対象となります。</p>
--	---	--	------------------------------